

## 福島特措法（企業立地・避難解除）における 固定資産税の課税免除申請の手引き

新たな投資を行った皆様、または今後投資をご予定の皆様、固定資産税課税免除の手続きについてご案内いたします。

書類作成にあたっては、記載例等をご参照ください。

ご不明な点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

-----問合せ先-----

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

浪江町役場 住民課 税務管理係

TEL：0240-34-0223 TEL：0240-34-0223

# I. 固定資産税の課税免除

## 1 福島特措法による固定資産税の課税免除

福島復興再生特別措置法により、原子力発電所事故の被害にあった事業者は、一定の要件を満たした場合、該当施設または設備に対する固定資産税の課税免除を受けることができます。

また、新たに浪江町で事業を始める方も、一定の要件を満たした場合、固定資産税の課税免除を受けることができます。

<参考法令>

- 福島復興再生特別措置法
- 浪江町企業立地促進区域及び避難指示解除区域における町税の特例に関する条例

## 2 課税免除対象者

### (1) 既存事業者

東日本大震災前から避難指示の対象となった区域内に事業所が所在していたことについて、福島県からの『確認』を受け、「避難解除区域等（※1）」内で事業を実施する事業者（既存税制）

※1 避難解除区域等：浪江町においては、以下の地域を指します。

#### ① 避難解除区域

請戸、中浜、両竹、幾世橋、北幾世橋、棚塩、高瀬、権現堂、西台、藤橋、牛渡、樋渡、川添、小野田、谷津田、田尻、立野、苜宿、加倉、酒田の全域

#### ② 認定特定復興再生拠点区域

末森の全域、室原の家老地区を除く全域、大堀、津島、下津島、南津島の一部

### (2) 新規事業者

「企業立地促進区域（※2）」内で「避難解除等区域復興再生推進事業（※3）」を実施することについて、福島県からの『認定』を受けた事業者（企業立地税制）

※2 企業立地促進区域：浪江町においては、※1の避難解除区域等と同地域です。

※3 避難解除等区域復興再生推進事業

福島特措法施行規則第3条各号に掲げる以下の事業をいいます。詳しくは、福島県ホームページをご確認ください。

## 3 申請期限

### 毎年3月20日（期日厳守）

※課税免除を継続して適用する場合も、毎年3月20日までに申請書を提出する必要があります。

※申請期限が土・日・祝日の場合は、翌日又は翌々日の平日が申請期限となります。

## 4 課税免除の期間

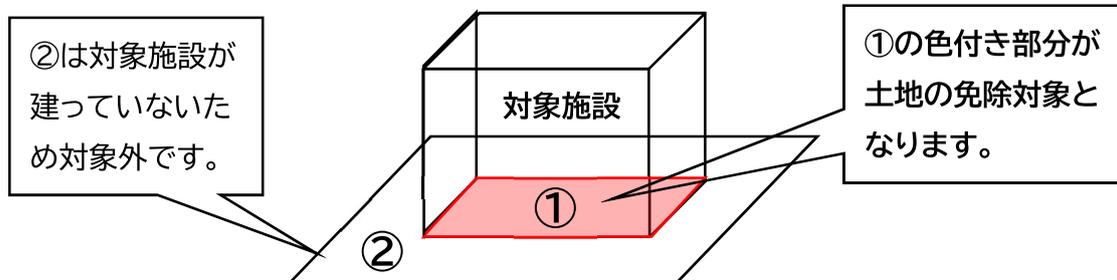
対象資産に係る固定資産税のうち、賦課されるべき初年度から5箇年度分を課税免除

## 5 対象となる資産の種類

### (1) 土地

取得の日の翌日から起算して1年以内に建設着手があった対象施設等の敷地である土地  
※対象施設の垂直投影面積分となります。

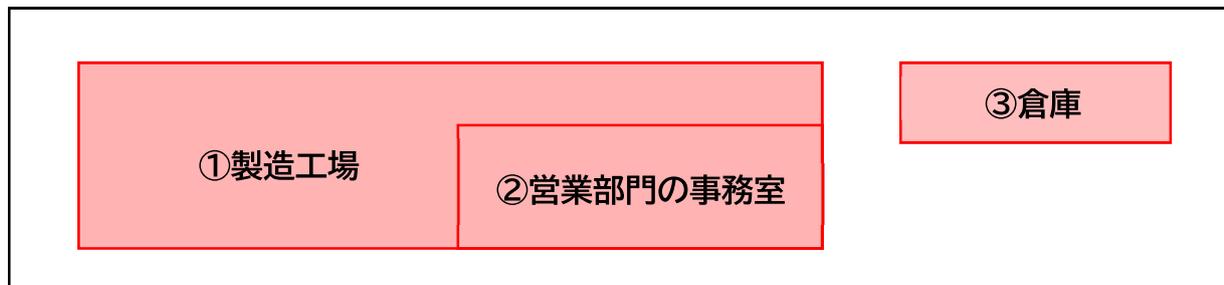
下図の場合、事業に係る部分のみとして①が免除対象、②が免除対象外となります。



### (2) 家屋

事業の用に供する建物

下図の場合、事業の用に供する家屋が対象となります。



### (3) 償却資産

事業の用に供する構築物、建物附属設備、機械及び装置

- ① 確認、認定を受けるための手続は、福島県のホームページをご覧ください。
- ② 新古・中古資産は課税免除の対象となりません。  
以前に事業の用に供したことがない資産に限り対象となります。

## 6 対象となる資産の取得期限

事業を実施する区域の避難指示解除日から7年を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までとなっております。

### (1) 避難解除区域内で事業を行う場合

令和6年3月30日まで

### (2) 特定復興再生拠点区域内で事業を行う場合

令和8年3月31日まで

※取得期限までに取得し、事業の用に供している（減価償却を開始している）必要があります。

## 7 提出する書類

### (1) 新規分を申請する場合（新しく取得した資産の課税免除を申請する場合）

- ① 固定資産税課税免除申請書（様式第1号）
- ② 固定資産明細書（様式第2号）
- ③ 還付口座回答書（課税免除の決定後、還付となった場合の振込先口座）
- ④ 確認書の写し（確認事業者）又は認定書の写し（認定事業者）
- ※ 確認書…福島特措法施行規則第26条第2項を準用する同規則第23条第3項の規定に基づく確認書  
認定書…福島特措法第20条第3項の規定に基づく認定書
- ⑤ 資産等を事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告書類の写し  
【法人の場合】
  - ア 法人税確定申告書別表1「確定申告書」
  - イ 法人税確定申告書別表16(1)(2)「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」
  - ウ 法人税確定申告書特別償却の付表「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」
  - エ 「固定資産減価償却内訳明細書」等（資産1品ごとの登録内容がわかるもの）【個人の場合】
  - ア 確定申告書第1表「確定申告書」
  - イ 確定申告書添付「減価償却費の計算」等  
※事業の用に供した日、資産の取得年月日、耐用年数及び特別償却の有無等が確認できる書類
- ⑥ 特別償却又は税額控除を行わなかった場合は、その理由書（様式は任意）
- ⑦ 事業所の紹介パンフレット  
※パンフレットが無い場合は、ホームページをプリントしたものや商業・法人登記事項証明書など、業種、事業、事業所の所在などが確認できる資料
- ⑧ 資産等の内容が確認できる次の書類  
【土地】
  - ア 土地の登記簿謄本（コピー可）
  - イ 建物の工事契約書の写し、建物の着工届の写し  
※土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があったことが確認できる書類【家屋】
  - ウ 建物平面図及び建物配置図
  - エ 家屋の登記簿謄本（コピー可）【償却資産】
  - オ 機械及び装置の配置図

### (2) 継続分を申請する場合（前年度に課税免除を受けた資産の場合）

- ① 固定資産税課税免除申請書（様式第1号）
- ② 固定資産明細書（様式第2号）
- ③ 還付口座回答書（課税免除の決定後、還付となった場合の振込先口座）

## 8 申請時の留意点

- (1) 申請書の※が付いている欄には、何も記載しないでください。
- (2) 申請書に取得した固定資産をすべて記載しきれない場合には、申請書に「明細書のとおり」と記載し、明細書に取得した固定資産を記載してください。  
明細書にもすべて記載しきれない場合は、明細書に記載された項目を網羅した任意の様式または資産台帳の写しなどを明細書に代えて提出してください。
- (3) 上記の書類では確認できない事項があった際は、書類の追加提出や現地確認をお願いする場合があります。
- (4) 課税免除決定は提出書類が全て揃った後となるため、固定資産税について当初納付いただき後日還付となる場合がありますのでご注意ください。  
還付先の口座は、申請書と併せて提出いただく「還付先口座回答書」に記載いただいた口座となります。

(問合せ先) 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2  
浪江町役場 住民課 税務管理係  
電話 0240-34-0223

## II. 申請書類の記入例

### ① 課税免除申請書

様式第1号（第2条関係）

固定資産税課税免除申請書							
浪江町長							令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
申請者		住所又は所在地		福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字 六反田 7-2			
		氏名又は名称及び 代表者氏名		浪江製造株式会社 浪江 太郎			
		(申請担当者職氏名)		経理担当 浪江 花子			
		電話番号		0240( 12 )3456			
<p>次のとおり固定資産税の課税免除を受けたいので、浪江町企業立地促進条例第5条の規定により申請します。</p>							
課税免除の要件	※区分				※		
	業種	製造業			製造品目		
	新(増)設に係る企業立地施設等又は	額の合計額			422,000,000 円		
		増加雇用者数			人		
年度又は事業年度		令和●年 4 月 1 日から 令和●年 3 月 31 日まで					
課税免除を受けようとする固定資産	土地	所在地・地番	地目	面積 (㎡)	取得年月日	取得価額 (円)	建物の建設着手年月日
		別紙のとおり		※資産が少ないときは、申請書に直接記載しても構いません。			年月日
	家屋	所在地・家屋番号	構造	用途	積 (㎡)	取得年月日	取得価額 (円)
別紙のとおり				年月日		年月日	
					年月日		年月日
償却資産	設備の種類		数量	取得年月日	取得価額 (円)	事業の用に供した年月日	
	別紙のとおり			年月日		年月日	
				年月日		年月日	

法人の場合、法人税確定申告書に記載している業種名を記入してください。

今回申請する資産の合計取得額を記入してください。

今回申請する資産を取得した事業年度を記入してください。

※欄は記入しないでください。

## 土地

土地の所在地	地目	面積 m <sup>2</sup>	取得年月日	取得価格 円	摘要
幾世橋字六反田 7-2	宅地	200.00	R3.5.1	20,000,000	

資産の取得年月日は、建物登記簿に記載されている取得年月日を記入してください。  
 なお、減価償却明細書に記載されている取得日と異なる場合は、下記にかっこ書きで記入してください。

## 家屋

家屋の所在地	用途	構造	面積 m <sup>2</sup>	取得年月日	取得価格 円	摘要
幾世橋字六反田 7-2	工場	鉄骨造	1,500.00	35	●.11.1 (償却開始日： ●.11.5) 250,000,000	

## 償却資産

種別	細目	数量	取得年月日	取得価格 円	耐用年数	特別償却の有無	※決定価格 円	摘要
1	屋外電気設備	1	●.11.5	35,000,000	15	有		
1	排水処理設備	1	●.11.5	30,000,000	15	有		
1	舗装工事	1	●.11.5	20,000,000	15	有		
1	フェンス工事	1	●.11.5	5,000,000	10	無		
2	〇〇切断機	1	●.12.1	4,000,000	11	無		
2	〇〇交換機	1	●.12.1	8,000,000	11	有		
2	〇〇装置	1	●.12.1	15,000,000	11	有		
2	〇〇加エライン	1	●.12.1	15,000,000	11	有		

備考 「※決定価格」の欄は記載しないこと。

本様式の記載項目を記載した任意の様式により本様式に代えることができる。



⑧才 機械・装置配置図

